

## 吉野川市監査委員公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定に基づき、平成30年度定期監査の結果を次のとおり公表する。

平成30年11月27日

吉野川市監査委員 阿部 徳 男  
吉野川市監査委員 細井 英 輔

### 平成30年度 定期監査の結果に関する報告及び意見

#### 第1 監査の対象

平成29年度吉野川市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

#### 第2 監査の期間

平成30年7月2日から平成30年10月24日まで

#### 第3 監査の方法

財務に関する事務の執行については、収入事務、支出事務、契約事務及び財産管理等が関係法令等に照らし合わせて適正になされているかどうかに着眼して監査を実施した。また、経営に係る事業の管理については、各事業が経済性、効率性及び有効性に十分配慮されて管理されているかどうかに着眼して監査を実施した。

監査にあたっては、提出書類及び関係書類等を突合したほか、必要に応じて関係職員に説明を求めるとともに、例月出納検査の結果をも考慮した。

#### 第4 監査の結果

##### 1 全体事項

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、おおむね適正に処理されていたが、一部の事務事業において改善又は検討を要する事項が見受けられた。

このため、当該事項については、口頭により関係職員に改善又は検討を求めた。

##### 2 個別指摘事項

各課等に対する指摘事項は、次のとおりである。

なお、当該指摘事項について措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を監査委員に報告すること。

(1) 子育て支援課

児童クラブのあり方について、各クラブの実態を分析し、改善すべき事項を検討されたい。

(2) 商工観光課

随意契約の締結にあたっては、該当する規定や事務手続を確認するなど、改善に努められたい。

(3) 選挙管理委員会

消耗品の購入にあたっては、必要に応じ、計画的に進められたい。

(4) 生涯学習課

随意契約の締結にあたっては、適正な手順で事務を進められたい。

(5) 人権課

未収金の回収に向けて、なお一層の努力をする必要がある。

(6) 学校教育課

経済性や効率性を考慮して、需用費や役務費などの支出事務の進め方について見直されたい。

(7) 介護保険課

未収金の回収に向けて、なお一層の努力をする必要がある。

(8) 社会福祉課

未収金については、新たな発生の抑制に努めるとともに、回収に向けて実効性のある取組を図られたい。

(9) 国保年金課

随意契約の締結にあたっては、適正な手順で事務を進められたい。  
消耗品の購入にあたっては、必要に応じ、計画的に進められたい。

(10) 防災対策課

指名競争入札や随意契約に係る事務手続について、経済性や計画性の観点から改善されたい。

## 第5 結果に基づく意見

### 1 行政サービスの充実と持続の両立について

市は、地方自治法（以下「法」という。）第2条第14項の規定に基づき、その事務を処理するにあたっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。また、同条第15項の規定に基づき、常にその組織や運営の合理化に努めるとともに、その規模の適正化を図らなければならない。そして、法第199条第3項の規定に基づき、監査を実施するにあたっては、前述の2つの規定の趣旨に則って市の事務事業がなされているかどうか特に注視しなければならない。行政サービスの「現在における充実」と「将来における持続」の両立を実現する観点から監査を実施した。

本年度の一般会計における一般財源は、前年度に比べて266,809千円（2.1%）減少している。これは、地方交付税が前年度に比べて346,668千円（4.4%）減少したことが影響しているが、今後も厳しい財政状況は続くものと推察される。このような中であって、行政サービスの充実と持続を両立させるためには、歳入と歳出のバランスを注視することが必要不可欠である。

歳入においては、引き続き、土地や家屋、償却資産に対して課税する固定資産税を始めとする課税事務を正確に進め、安定的な税収の確保に努めるとともに、各種未収金については、その発生の抑制と早期の回収に取り組むことが求められる。また、還付未済金を速やかに戻出して還付することも重要である。

歳出においては、指名競争入札や随意契約の事務手続を適切に進め、価格の妥当性を確保するとともに、消耗品費等の需用費、手数料等の役務費、備品購入費などを計画的に執行し、経済性に配慮することが求められる。また、法第2条第15項の規定に基づき組織や運営の合理化を具体的に進め、適切な職員配置と適正な職務命令により、超過勤務手当や休日勤務手当の抑制に着手することが求められる。

歳出のうち、特に中長期的な視点が必要となるものの代表例としては、備品や設備、車両や機械、施設など減価償却に関わる支出が挙げられる。既存物と新規物の引継ぎを伴う行政サービスについては、常に市民や利用者の目線に立った適切なバランス感覚が求められるが、本年度の監査では、統合計画のある保育施設や教育施設において、備品の買控えとも取れる事例が見受けられたり、児童館や保育所、幼稚園やこども園、公園の遊具について、点検後の措置状況に懸念すべき事項が認められた。また、図書館の設備やこども園のグラウンド、新設小学校の建具に対する措置状況についても、懸念すべき事項が認められた。

厳しい財政状況が続く中、行政サービスの「現在における充実」と「将来における持続」の両立を実現するために、法第211条第1項の規定に基づく予算単年度主義の原則と中長期的な視点の両方を意識して、行財政運営に取り組まれない。

### 2 公共施設等総合管理計画について

本市は、少子高齢化、人口減少、厳しい財政状況、市民ニーズの多様化などの中

にあつて、公共施設等の維持管理の効率化により維持管理費の縮減を図り、持続可能な行政運営を進めていくために、2016年度から2045年度までの30年間における、公共施設等総合管理計画（以下「計画」という。）を策定しており、計画の実効性が、持続可能な行政運営において非常に重要な位置づけにある。

ここで、計画の「基本方針」と「実施方針」を要約すると次のとおりである。

- ・施設の点検や診断等を計画的かつ定期的に行い、損傷や危険箇所の早期発見に努め、その結果に基づき得られた各施設の状態や対策履歴、維持管理費の情報を「施設保全管理システム」に随時に登録し、情報の蓄積及び共有化を行うこと。

- ・蓄積及び共有化した情報をもとに、施設ごとに修繕費や光熱水費、委託料など「ライフサイクルコスト」の分析を行い、課題を洗い出すとともに、施設管理者や職員に対して、施設の適正管理に関する「意識啓発」や「知識の普及」を行うこと。

- ・施設の点検や診断等に活用する「メンテナンスサイクル」を構築して継続的に発展させ、軽微な段階での損傷の発見と適切な処置の実施を推進することで、維持管理や修繕費用の低減を図り、事故や大規模な修繕に至る前に計画的に維持管理、修繕、改修及び更新を行い、施設の安全性を確保すること。

- ・施設の廃止により生じる空き施設や跡地については、市による活用のほか、民間や地域による活用も含め、有効に活用することとし、活用方法や活用手順の基本的な考え方について検討するとともに、老朽化等により供用廃止され、今後も利用見込みのない施設については、安全確保の観点から計画的かつ速やかに除却、売却等を行うこと。

計画では、現在保有している公共施設等を今後も同じ規模で保有し続けた場合、2016年度からの40年間で必要となる「公共施設の改修・建て替え費用」の見込額を約897億円、「インフラの更新費用」の見込額を約1,282億円と試算している。

また、計画は、本市が策定する「学校再編計画」や「教育振興計画」、「子ども・子育て支援事業計画」や「幼保再編構想」、「個別施設毎の長寿命化計画」など他の関連計画との整合性を図るとともに、「公有財産活用検討委員会」を中心に、公共施設等に関する情報の共有や部署間の調整、計画の進捗管理を行い、全庁的な視点のもとで進めていくとされている。

計画の正確性や実効性を確保するには、施設の新設など状況の変化を計画に反映し実行していくことが必要不可欠である。貸借対照表や行政コスト計算書など、新地方公会計制度に基づく財務書類を十分に活用することで将来展望を正確に分析し、継続的に計画の見直しを進め、計画を実行されたい。